

北海道告示第 10162 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 6 月 3 日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 2 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MORUE 中島 BCDEF 棟
室蘭市中島本町 1 丁目 14 番地 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日鉄興和不動産株式会社 代表取締役 三輪 正浩
東京都港区赤坂 1 丁目 8 番 1 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-602-1
ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日 3 丁目 7-35
株式会社デンコードー	代表取締役 遠藤 義行	宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地
株式会社 ハードオフコーポレーション	代表取締役 山本 太郎	新潟県新発田市栄町 3 丁目 1-13

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-602-1	
ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日 3 丁目 7-35	
株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地	ア
株式会社 ハードオフコーポレーション	代表取締役 山本 太郎	新潟県新発田市栄町 3 丁目 1-13	

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 15 日

(5) 変更する理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 1 月 24 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年2月2日（金）から令和6年6月3日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで